

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）大谷池地区）計画を令和2年6月22日定めた。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和2年7月1日から同月21日まで縦覧に供する。

令和2年6月26日

香川県知事 浜 田 恵 造